

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
尾上通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 事業の提供に当たる従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 尾上通所介護事業所
- (2) 所在地 青森県平川市猿賀南田96番地3（平川市尾上地域福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、業務の状況により、職員を増減員することができる。

- (1) 管 理 者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項

についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

(6) 調理員 1名以上

調理員は、食事その他の事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、12月31日～1月3日を除くものとする。

(2) 営業時間は、午前8時00分から午後4時45分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後4時15分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、1日25名（通常規模）とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 食事サービス

(8) 入浴サービス

(9) 個別機能訓練

(10) 口腔機能向上サービス

(11) 口腔・栄養スクリーニング

(事業の利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービス

が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとし、その利用料の額はこの基準に定められた額との間に不合理な差額は生じない。また、この支払いを受けた場合は、領収書又はサービス提供証明書を交付する。

- 2 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- 3 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、重要事項説明書(兼)契約書に同意した旨、署名を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、同意する旨、署名を受けるものとする。
- 5 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平川市尾上地域とする。

ただし、極近隣地の範囲は相談の上対応することができる。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為
- (2) 健全な交流を妨害する行為
- (3) わいせつな内容、表現、及び誘発させる行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、当事業所が不適切と判断する行為

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、

当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年2回行う消防訓練実施計画による消火、通報、避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備機器の点検を行う。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努

めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市へ通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント等について）

第19条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第21条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 サービスの提供に当たっては、通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、次の業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 4 事業所は、適切な事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

5 事業所は、適切な指事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、平成20年	4月	1日	から施行する。
附 則	平成21年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成22年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成23年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成24年	4月	1日	一部改正 (第4条・5条・7条)
附 則	平成25年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成27年	4月	1日	一部改正 (第4条・7条・8条)
附 則	平成29年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成29年10月	1日	一部改正 (第4条)	
附 則	平成30年	4月	1日	一部改正 (第1条・2条・7条・8条)
附 則	令和 3年	7月	1日	一部改正 (第4条・5条・7条・9条 第11条・12条・15条・17条)
附 則	令和 4年12月	1日	一部改正 (第5条・8条)	
附 則	令和 5年	4月	1日	一部改正 (第4条・第17条・18条)
附 則	令和 5年	4月	1日	一部改正 (第4条・第16条・第17条 第18条第19条)
附 則	令和 6年	4月	1日	一部改正 (第18条・19条・20条・ 21条・22条)